

「みえ県議会出前講座」実施要領

1 目的

「開かれた県議会」に向けた県民への情報提供の推進、また真の地方分権、住民自治の促進を図るため、学校からの申込を受けて、児童・生徒・学生に対して、三重県議会の役割や仕組みについて、広聴広報会議の委員が出向いて分かりやすく説明し、質疑応答を行うことにより、三重県議会をはじめとした地方自治に対する親近感を醸成するとともに、将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することとする。

2 講座実施のテーマとスタンス

(1) テーマは、「県議会の役割と仕組み」とし、テーマ以外の申込があった場合でも、可能な限り対応する。

「県議会の役割と仕組み」

三重県の予算や条例が決まるまでの県議会の仕組み、県議会議員の役割、請願や陳情の提出方法、意見書や決議など、県議会の役割について説明する。

(2) スタンスは、特定の政党色や思想から離れ、純粋に教育の一環として実施する。講座を担当する議員は、説明や感想を求められた場合には、客観的に、様々な考え方が存在することを紹介するに留めなければならない。

3 出前対象

出前講座の対象は、県内における学校教育法に定める学校（幼稚園及び通信制を除く。）及び外国人学校で、在籍する児童・生徒・学生への教育の一環として各学校において設けられた授業の一時限とする。

なお、学校の申込により複数回の講座が必要なときは、この限りではない。

4 実施日時等

(1) 実施日時は、原則として本会議や委員会等の開催日以外で、平日午前10時から12時までと午後1時から5時までとする。ただし、申込学校が定時制の場合は、この限りではない。

(2) 申込は、原則として、実施希望日の1か月前まで受け付けるものとする。

5 申込の受付方法

別記様式により、FAX、郵送又はeメールによるものとし、企画法務課で受け付ける。

6 講座実施に係る調整・決定

(1) 広聴広報会議座長（以下「座長」という。）は、広聴広報会議委員（以下「委員」という。）のうち、可能な限り特定の委員に依頼が偏らないよう配慮の上、申込学校の存する県議会議員選挙区の選出でない委員で、かつ異なる会派所属の委員複数に対して、講座を依頼し決定する。ただし、申込学校が大学の場合又は特別な事情がある場合は、この限りではない。

なお、座長は、申込学校に、開催日時、開催テーマ、講座講師名を明記して決定の通知を行う。

(2) 企画法務課は、講座の実施について総合調整を行い、講座を担当する議員に随行し、当該講座の状況を広聴広報会議に報告する。

7 その他

特に要領に規定のない事項は、申込学校と企画法務課で協議して座長が定める。

附 則 この要領は、平成19年8月31日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年6月3日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年10月3日から施行する。

附 則 この要領は、平成27年2月27日から施行する。